

千葉大学教育学部法教育プロジェクト

1. 本プロジェクトの目的について

法教育とは、「法律専門家でない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎になっている価値を理解し、法的なものの考え方を身につけるための教育」である。本プロジェクトにおいては、法的知識と法的センスを体得するためのいわゆる「法学教育」成立のための準備条件としての狭義の「法教育」を主たる目的の一つとしたい。ここで言う狭義の「法教育」とは、法やルールや合意形成等の参加のプロセスを体験的に学び、問題解決のためのスキルやセンスを学ぶことを目的とするものであり、その中に上記のいわゆる「法学教育」を含有するものである。

2. 本プロジェクトの流れ

法やルールは公益と個人の権利・利益とのバランスの中で形成されるべきものであるが、現実には、両者は常に一致するとは限らない。両者が不一致の場合、公益と個人の間の折り合いをどのようにつけるか、あるいは、具体的事例においては、どちらが優先されると考えるかなどを大人は判断していかなければならない。しかしながら、現状においては、公益と個人の間のバランスを考え、両者をつなげていく教育が十分とはいえない現状にある。そのための教育プログラムの開発が必要である。

協力・共生のために、適切な自己表現（アサーション、ディベートなど）の体験的学習・問題解決的学習を通して、児童生徒が、問題解決のための合意形成やルール作りのスキル、少数意見の尊重の感覚などを獲得できるよう促進し、社会参加の契機の一つとしていく。

上記の教育プログラムの中で、児童・生徒が法やルールを身近なものとしてとらえるよう働きかけ、法感覚を身につけるように促す。法やルールの中には、対立する権益の折り合いのためのものと、そうではないものがあることなどを具体的に学べるようにしていく。

「法教育研究会報告書」で掲げられている4つのねらいのうち、まずは、「ルールづくり」と「私法と消費者保護」に重点を置く。具体的には、現職教員を含む研究チームによって、教材開発、実践、検討を行う。

平成21年5月までに実施される裁判員制度への積極的参加への学びを促進していくことは、大前提として上記～の中に組み入れていく。